

【誤りやすい事例 ⑦ - 申告書第11表の付表4関係 - 】 所得税の準確定申告書を提出し、還付金を受領している場合

相続人である私（国税一郎）は、父（国税太郎）の死亡後、父の所得税の準確定申告書を提出し、所得税の還付金（25万円）を受け取りました。

相続税がかかる財産の明細書 (事業(農業)用財産・家庭用財産・その他の財産用)				被相続人の氏名 国税 太郎		
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、事業(農業)用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。						
項番	財産の明細		数量	倍率	分割が確定した財産	
	細目 特例 国外 備考	財産の名称等 財産の所在地等			単価(円) 価額(円)	財産を取得した人の番号
1	その他	未収家賃 (〇〇商事)			2	478,000
		△△市××2 丁目4番1号	478,000			
2	その他	絵画(〇〇作)			2	7,800,000
		〇〇市△△1 丁目1番1号	7,800,000			

第11表の付表4

誤

所得税の準確定申告に係る還付金は、父が亡くなった後に相続人である私が手続をとって支払を受けたものであることから、相続財産ではないと考え、第11表の付表4に記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

相続税がかかる財産の明細書 (事業(農業)用財産・家庭用財産・その他の財産用)				被相続人の氏名 国税 太郎		
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、事業(農業)用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。						
項番	財産の明細		数量	倍率	分割が確定した財産	
	細目 特例 国外 備考	財産の名称等 財産の所在地等			単価(円) 価額(円)	財産を取得した人の番号
1	その他	未収家賃 (〇〇商事)			2	478,000
		△△市××2 丁目4番1号	478,000			
2	その他	絵画(〇〇作)			2	7,800,000
		〇〇市△△1 丁目1番1号	7,800,000			
3	その他	▲年分所得税還付金 (準確定申告)			2	250,000
		〇〇税務署	250,000			

第11表の付表4

正

所得税の準確定申告に係る還付金は、被相続人（父）に帰属する財産であり、相続財産に該当するため、第11表の付表4に記入します。

(注) 1 後期高齢者医療保険料や介護保険料の還付金なども相続財産に該当します。
2 被相続人の所得税の準確定申告で納付することとなる所得税は、相続財産の価額から差し引くことができる債務となります。

○ 被相続人の準確定申告に係る還付金等

還付請求権は（本来の）相続財産であり、相続税の課税対象となります。還付請求権は、被相続人の死亡後に発生するとしても、被相続人の潜在的な請求権が被相続人に帰属しており、これが被相続人の死亡により顕在化したものと考えられます。

したがって、これらの請求権に基づいて還付金を受け取った場合は、相続税の課税対象となります。